

税理士 × 法律顧問

LEGAL ADVISOR FOR TAX ACCOUNTANTS

真鍋・日隈法律事務所

MANABE HIGUMA



クライアントに一步先の 税務サービスを

LEGALCOUNSEL FOR TAX ACCOUNTANTS

企業にとって適正な税務申告と納税が重要であることはいうまでもありません。その意味で税理士は企業経営の根幹を支える存在です。

社会がより複雑化・高度化するにつれ、企業経営におけるルールもより複雑化・高度化し、税務リスクをはじめとする法的リスクが企業経営に与えるインパクトも大きくなっています。

企業経営を強く揺るぎないものとするには、税理士と弁護士が連携・協働することが必要です。本サービスにより税務と法務が一体となった、より洗練された高度な税務サービスをクライアントに提供することが可能になります。

このような“一步先”の税務サービスを提供するため、真鍋・日隈法律事務所は税理士向けの法律顧問サービスを提供します。

税理士業務に必要な 法律相談をいつでも気軽に

普段の税理士業務で気になる法律知識や裁判例について、いつでも気軽に弁護士に相談できます。

例えば、税務処理の前提となる法律関係や節税スキーム等の確認、不服申立ての検討、相続問題、クライアントの法務リスクなど様々な分野について弁護士のアドバイスをご活用いただけます。

また、税理士事務所の組織内部に関する相談にも対応しています。
24時間以内の対応を原則としていますので、スピーディーに回答が得られます。

弁護士に直接アクセス

弁護士が責任と機動力をもって迅速に案件に対処するために、弁護士直通の携帯電話やメール等によるコミュニケーションを中心としています。法律事務所の事務局等を通さずに直接弁護士へアクセスすることが可能です。

メール・WEB会議による相談もOK

本サービスを契約いただいた税理士は、直接の面談はもちろん、メールによる相談、Zoom、Google Meetなど各種WEB会議システムによるオンライン相談も可能です。相談の時間帯等もご都合に合わせて柔軟に対応します。

税法 を扱う弁護士事務所

真鍋・日隈法律事務所は、税法を取り扱う弁護士事務所です。
日本では税法を取り扱う弁護士はまだ多くないのが現状です。

当事務所は複数の税理士事務所の法律顧問に就任しているほか、
審査請求等の不服申立てや税務訴訟の経験も有しており、実際に課税処分の取消しを勝ち取った実績もあります。

税法に関するアドバイスや税務調査で争点となる事項についての意見書の作成、クライアントのために日々尽力されている税理士の方の税務プランなどを法的なロジックで支えます。

特に、中小企業法務、相続問題における裁判等の紛争対応の経験を生かし、税務の判断における事実認定の段階から実践的なアドバイスをを行います。



高品質なリーガルサービスを オーダーメイドで

真鍋・日隈法律事務所は、これからの時代の企業活動に応えるため、幅広い分野の専門知識を駆使して統合的・大局的・本質的な視点からクライアントの真の利益をサポートする『アドバイザー』としての弁護士集団であることを志向しています。

当事務所は、弁護士の責任と遂行が曖昧になりがちな大規模事務所型の分業体制ではなく、スピーディーかつダイレクトな対応が可能となる少数精鋭型の弁護士事務所であることを特徴としています。

2015年の設立以来、数多くの企業法務、税法務案件を取り扱っており、ベンチャー・スタートアップ、上場企業、中小企業、企業経営者などのクライアントに対し、実情に則したオーダーメイドのリーガルサービスを提供しています。



顧問料・サービス内容

税理士1名につき

¥ 11,000 / 月（税込）

※法人契約は個別にお問い合わせください。

法律相談

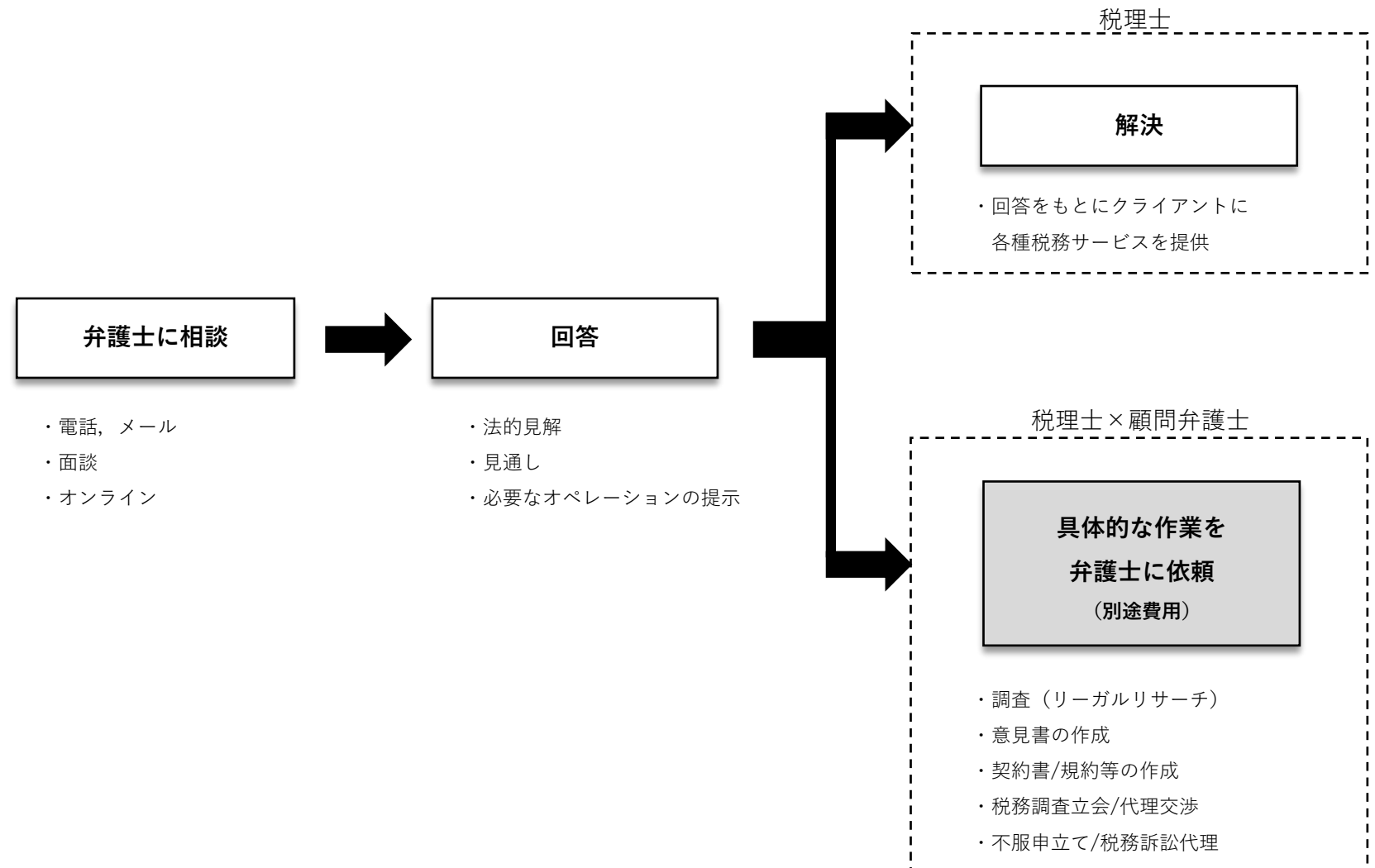
- ・ 税理士業務に関する法律問題
- ・ 税理士事務所運営に関する法律相談
- ・ 税理士の顧問先に関する法律相談

- ✓ 面談，電話，メール
- ✓ オンライン会議システム
- ✓ 回数無制限

その他特典

- ・ 当事務所開催セミナー、勉強会への無料参加
- ・ 優先対応

相談の流れ



相 談 例



取引・契約・相続・税理士事務所等に関する相談

- ・ 民法の知識を確認したい、裁判例が知りたい
- ・ 消滅時効の起算点と完成時期について教えてほしい
- ・ 雇用か請負かの判断に迷っているので判断基準を知りたい
- ・ 賃貸借契約の解釈について聞きたい
- ・ 役員報酬や退職金の過大性に関する判断基準が知りたい
- ・ どのような証拠を残しておくべきか相談したい
- ・ 破産手続きにかかる費用について聞きたい
- ・ 相続放棄、限定承認の方法について知りたい
- ・ 遺言の文言の解釈について聞きたい
- ・ 顧問契約書や従業員との雇用契約書について聞きたい

税務調査・更正の請求・不服申立て・税務訴訟に関する相談

- ・ 税務調査で指摘されている論点についてアドバイスが欲しい
- ・ 重加算税が課される場合の考慮要素を知りたい
- ・ 更正の請求をする理由の記載方法を相談したい
- ・ 国税徴収法上の処分に関する審査請求について相談したい
- ・ 裁決内容と訴訟提起に関する意見書の作成について相談したい
- ・ 税務訴訟の相談をしたい

注意事項

- 本サービスは、税理士、税理士法人、公認会計士を対象としています。法人契約の場合は個別にお問い合わせください。
- 本サービスに基づき顧問先に関する相談を希望される場合は、顧問先との間の守秘義務を解除し、顧問先の情報を当事務所に開示することについても個別に同意を得ていただく必要があります。
- 本サービスに基づく相談回数に制限はありませんが、予約状況や相談内容によっては即時に回答できない場合があります。また、同一案件について弁護士が継続的なアドバイザーとして関与する場合は別途弁護士費用がかかる場合があります。詳細は弁護士にお尋ねください。
- 当事務所で取り扱っていない分野については、相談にお応えできない場合があります。
- リーガルサービスの質を保つため、本サービスのご利用者様が想定以上に多数に至った場合は、予告なく一時的に追加募集を停止することがあります。
- 利益相反に該当する事件、違法行為を助長する事件、反社会的勢力及びその関係者からのご相談は、お受けできません。

弁護士紹介



真鍋 亮平 | Ryohei MANABE

弁護士（福岡県弁護士会 登録番号44375） / 税理士（九州北部税理士会 登録番号144919）

- 2007 早稲田大学政治経済学部 卒業
- 2010 香川大学・愛媛大学連合法務研究科 修了
- 2010 司法修習生
- 2011 弁護士登録
- 2015 真鍋・日隈法律事務所設立
- 2020 税理士登録



日隈 将人 | Masato HIGUMA

弁護士（福岡県弁護士会 登録番号44376） / 税理士業務開始通知弁護士（福岡国税局）

- 2007 慶應義塾大学法学部政治学科 卒業
- 2010 立教大学大学院法務研究科 修了
- 2010 司法修習生
- 2011 弁護士登録
- 2015 真鍋・日隈法律事務所設立

真鍋・日隈法律事務所

MANABE HIGUMA

真鍋・日隈法律事務所は、事業を営む皆様に高品質で洗練されたリーガルサービスを広く提供することを目的として、真鍋亮平と日隈将人の2人の弁護士によって2015年に設立されました。

私たちは、ビジネスに情熱をもつクライアントとその想いを共有し、専門知識とビジネスに対する深い理解に裏付けられた戦略的なアドバイスを提供することで企業活動をサポートし、社会に貢献することを理念としています。

新技術やテクノロジーにより高速・複雑・高度化する時代の企業活動に応えるため、従来の単一の専門領域からの局地的アプローチではなく、幅広い分野の知識を駆使して統合的・大局的・本質的にクライアントの真の利益をサポートする『アドバイザー』としての弁護士集団であることを目指しています。

福岡県福岡市中央区大名2-4-30西鉄赤坂ビル10F

PHONE 092-753-9286

WEB <https://mhlaw.jp>

SINCE 2015.12.01